

議会基本条例検討協議会（第27回）

平成25年 8月29日（木）

場 所：委員会室

1 議会基本条例案に対する市側からの意見について（資料1、2）

2 その他

1. 議会基本条例案に対する市側からの意見について

【河崎会長】 資料について事務局から説明する。

※事務局次長から配付資料について説明。

【事務局次長】 前回8月19日以降の状況であるが、本協議会での協議内容を市側に情報提供した。その結果、8月21日に市側から改めて回答があった。その内容は、第13条について、市長の考え方は前回の回答のとおりであり、反問権については一問一答方式に限らず、すべての一般質問に対して制度化されることが不可欠であるということであった。そのことを踏まえて本日は協議をお願いしたい。

【河崎会長】 第13条については、市側は異議があるとの意見であった。第13条第2項「市長等は、一問一答の方式で行う一般質問に対し、議長の許可を得て、反問することができる。」は「一問一答の方式で行う」を削除してほしいという意見であり、その他については合意されたとのことによいか。

【事務局次長】 前は「市長等の趣旨確認」については、「市長等の反問権」に変えてもらいたいとの回答であったので、結果として会長の述べたとおりであろうかと思う。

【大波委員】 今までよりよくない状態になると理解してよいか。

【事務局次長】 反問権がよいのか悪いのかは委員の中でも賛否が分かれているので、事務局からは回答できない。委員間で改めて協議をお願いしたい。

【大波委員】 市側は今までと違った形での提案をしてきていると理解してよいか。

【事務局次長】 前回文面で提示した回答と変わらないという回答であった。

【大波委員】 前回の本協議会での確認は、一問一答方式に対する反問は認めるがほかは認めないとのことであったが、事務局はどう捉えているのか。

【河崎会長】 市側に本協議会での合意の趣旨が十分に伝わったかどうかの確認か。

【大波委員】 本協議会の案に対して、市側はそうではないと言っているのか。

【河崎会長】 そうである。

【井上委員】 確認だが、条件つき反問権は認めるとの提案に対して、市側は無条件にしてほしいと回答していることについて、認めるか認めないかの議論ということによいか。

【河崎会長】 今回の回答は事務局が聞いているが、今、井上委員が述べた内容を確認するということによいか。

【事務局次長】 その二択なのか、ほかに選択肢があるのかはわからないが、従前の考え方と変わらないという市側の回答をお含みいただき、改めて協議をお願いしたい。

【中村副会長】 もし本協議会で協議した結果、意見が一致せず、結果として第13条全体を削除となった場合、それで済む話なのか。

【河崎会長】 第13条削除で市側が合意できるのか、それとも削除すること自体、市長との関係性の中では難しいのかという質問である。

【中村副会長】 一般質問は会議規則に規定されており、第13条を削除することで今までの運用に戻ることでよいか、議会基本条例をつくる中で市側と意見交換する中で、一般質問に対して反問できることをきちんと規定してほしいという突っ込んだ話なのか。

【議事担当係長】 新しい条例をつくる中で条文を示して出てきた意見なので、規定し

てほしいということであっても議会が良としなければ、戻るところは現行の運用になると思う。

【大波委員】 本協議会で合意された内容なので、市側がどう言おうと提案はできる。

【河崎会長】 市の条例になるということ、特に市長との関係の章であるという中で、市側が良としない中でこの条文のままでよいかは、各会派で異論があるのではないか。

副会長から削除はできないのではないかと趣旨の発言もあったが、県内他市議会の条文を抜粋したものを参考資料として机上配付しているが、この条項が本市議会の基本条例には全くないと、市民にどう説明すればよいか問われる。この条項を削除するのは難しいのではないか。大多数の会派が条件なしでの反問権でよいとの意見であること、市側は一問一答の実施に当たっては、運用に必要な具体的事項について事前に協議をお願いしたいとしていること、事前に質問事項が十分に確認できている場合には反問は考えられないと正副会長との意見交換で市側が述べたことを踏まえ、第13条第2項の「一問一答の方式で行う」を削除することで合意できないか。

【大波委員】 反対である。

【古谷田委員】 大和クラブは、前回出席できなかったが、反問権はすべて認めたい。総括質問と項目別質問には反問できず、一問一答だけは反問できるとなると市民には区別がわかりづらい。区別はせずに一般質問に対して反問できるとしたい。

【井上委員】 その議論は全会一致しなかった。新政クラブも反問権を認める側だったが、全会一致にするために妥協点を見て、一問一答に対して反問できることで前回、一致した経緯がある。本協議会としての結論は出ている。

【窪委員】 反問をどう捉えるかである。権力を持っている行政が権力を持っていない議員に反問すること自体、一般質問のそもそものあり方が問われる。市長は反対の見解を述べることは大いにやってよい。それをあえて他市議会でも規定しているからと「反問権」と規定しなければならない必然性があるのか。議員の質問に対し自分の見解を述べて反論する権利は、市長はもともと持っている。

【河崎会長】 他市議会の基本条例では「反問権」や「趣旨確認」が規定されているが、本市議会の基本条例に規定がなくてもなんら不自然ではないという意見か。

【窪委員】 例えば小児医療費を中学生まで無料にすべきと提案して、市長が財源をどうするのかと反問したらどのように答えるのか。議会は予算を修正できるが、予算の編成権を持っているのは市長である。市長は今の財政状況ではできないと反論してよい。「反問権」との文言を入れることには反対である。実際は反論することはできる。

【井上委員】 今の話も踏まえて皆が妥協した結論が現在案なので、これ以上はないのではないか。

【河崎会長】 市長から意見をもらったが、本協議会での合意は条件つき反問権なので、このまま条文化すべきという意見か。

【井上委員】 そういうことである。

【大波委員】 同意見である。

【山本委員】 市長からの意見を受けて、本協議会で協議して合意した内容を市側に提示したところ、前回と同じ回答と市側から意見があったのか。

【事務局次長】 現状意見をもらったのは第13条についてで、趣旨としては前回文書で回答した内容と変わらないという話であった。

【山本委員】 市側の文書の意を酌んで前回本協議会で協議して決めた内容なので、それでよいのではないか。

【河崎会長】 新政クラブと同意見ということか。

【山本委員】 第13条については、本協議会で市側の文書の意を酌んで結論を出している。

【赤嶺委員】 議会基本条例に反問権はつきものである。各市議会の意識の違いでさまざまな形態の反問権の規定がなされている。そういうことから一定の合意がなされたもので進めていくことがベストではないか。

【山田委員】 今の意見は、本協議会で合意したものでということか。

【赤嶺委員】 条件はつけるべきではないと思うが、合意がなければ前に進まないので、合意が取れている条件つき反問権で進めていくしか選択肢がない。

【河崎会長】 無条件が本来であるが、新政クラブと同意見ということか。

【赤嶺委員】 今回、無条件の提案をしたとしても合意が得られるとは思えない。

【山田委員】 本協議会の合意がなければ前には進めないが、市側との調整がなければ、この条文はただのうたい文句になるのではないか。市側と調整ができる形にもっていったほうがよい。

【河崎会長】 本協議会の修正案で進めるべきとの意見と、市側との合意点を探すべきとの意見が出ている。

【井上委員】 山田委員の話は、例えば市側が対面式演壇をつくらないなど、規定してあるが今までとなんら変わらなく、実がとれないということか。

【山田委員】 議会側だけでなんとかしても、市側との合意が得られなければ、前に進んでいかないのではないか。

【井上委員】 議会が合意してできたものについて、予算に組み込まれていなければ、予算を否決することもできる。市長がやる気にならなければ何もできないというのは話が違うのではないか。

【山田委員】 述べられている趣旨はわかっている。

【河崎会長】 本協議会開始前に、議長から意見があった件について事務局と話し合いをしたが、議長がどのようなことを危惧しているのか、事務局から述べてもらいたい。

【事務局次長】 本協議会で本日決定事項が決まれば、明日にでも代表者会を開き、その後全員協議会をとの話をした中で、本日の決定事項を市側にも伝えることになるが、市側の反応がない段階で、代表者会、全員協議会の場で条例の素案を示していくのは拙速な動きではないかとの話があった。

【河崎会長】 議長としても議会独自で条例をつくる方向ではなく市側との十分な合意のもとにつくることを希望していると受け取ったが、この辺りについてはどう考えるか。

【井上委員】 そうであれば並行線であり、議会基本条例自体つくれない。新政クラブは反問権については市側と同じ考え方であったのを、本協議会で合意するために条件つきとの案を呑んだ。それを否定されてしまうと何回やっても決まらない危惧がある。よって、各委員が妥協して本協議会として合意できた案で上程することがよいのではないかと個人的には考えている。

【窪委員】 議会基本条例であっても行政とのキャッチボールである。行政が認めないものを勝手につくるわけにもいかない。

市長が反論することは否定していない。あえて言葉で書かなくても、現行でも反論できる。「反問権」と書くことには反対である。市長が自身の考え方を述べて反論することは大いに結構という考え方である。

ルールを議会側が勝手に変えることはやるべきではない。

【大波委員】 第13条は削除ということか。

【窪委員】 どういう形で記述するかは別の問題である。

【河崎会長】 窪委員が心配している部分からすると、県議会の基本条例は「答弁に必要な範囲内で反問することができる」であり、個人的には条件をつけないことが望ましいと考えているが、市側の意向や本協議会での合意点を探るならば、県議会の規定は一つの提案になると考えるがいかがか。

【窪委員】 「答弁に必要な範囲内」とはどういうことを想定しているのか理解に苦しむ。県議会のことは信頼していない。

【井上委員】 「答弁に必要な範囲内」も今までの条件とは違った条件である。合意できるか一度行政側に伝えてみてはどうか。

【河崎会長】 本協議会で合意できてからである。

【事務局長】 市側は7月22日に出している基本的な考え方に一切変更はないという言い方をしている。

【大波委員】 合意できないと思うので、第13条は削除したほうがよい。

【中村副会長】 第13条削除で済む話なのか。削除するとすべての反問権がなくなる。

【事務局次長】 削除について市側に提示はしていないが、今まで市側と話をする中で、何が何でも反問権を規定してほしいという話は、正副会長と総務部との意見交換の中でもなかった。ただ、経過を踏まえて市側に提示してみないとわからない。

【中村副会長】 本協議会は合意が得られなければ条文は削除することになる。第13条が削除されれば従前どおり会議規則に則り、項目別までの一般質問をして、市長にも反問権はないということになる。ただ、市側がこの条文を呑むのであれば一般質問に関しては市長の反問権が条件つきだが残る。そういう話し合いを市側とできないのか。市長が言うことを丸呑みしなければ駄目というのはおかしい。

【井上委員】 新政クラブ、大和クラブ、公明党などは市側と同じような考え方を持っていたところ、協議の結果このようになったということも含めて行政側に納得してもらおう話し合いはできないのか。そうでなければ第13条そのものがなくなる。

【河崎会長】 市側が一問一答に限ることでは駄目だと言っているところから、答弁に必要な範囲内という条件で提案してみるということについてはどうかと聞いている。

【窪委員】 各委員は一問一答方式にこだわって、条文がないとできないと理解しているようだが、かつて本市議会で何十項目も通告して項目ごとに質問した事例がある。まさに一問一答である。今から30年くらい前だが、資料を調べればあると思う。今の議会の一般質問ではそういうこともできる。市政に関係ないことでも質問できる。あえて一問一答、反問権と書く必要はない。むしろ書くことで、自分たちで自分たちの首を絞めることになる。一般質問は多様な形でできる。あまり細かく規定しないほうがよい。

事務局で当時の記録を調べてもらえないか。

【河崎会長】 「答弁に必要な範囲内で反問することができる」で合意してもらえないか。

【窪委員】 「反問」のイメージが一人歩きする危険性がある。

【大波委員】 今の提案は、一問一答方式だけでなく、従来の質問方式でも反問することができるということか。

【河崎会長】 その前提として、質問の趣旨が事前に確認できていれば、反問することは考えられないと市側は述べている。

【大波委員】 そんなことはわからない。

議会基本条例の条文について、議会改革の中で、この条文を超えることを決めることはできることでよいか。

【事務局長】 条例の一部改正等を経てとなる。

【窪委員】 先ほどの一般質問の通告を調べることはできないか。一問一答方式で行っている。

【事務局長】 直近では井上委員が行っている。

【中村副会長】 当初、一問一答方式は議論の積み上げを念頭に置いていて、それをやっていくうちに当初予定していたのとは違う質問が出てきたりした場合に反問したいという話だった。しかし、最初からそういうつもりだったのかもしれないが、全部について反問したいというのが県会議員時代からの市長の信念であるという話になり、それが市側の考え方だとすると、会長が提案したような条件をつけたものは呑めないのではいか。また反問権の議論をし直しても同じことの繰り返しで、結論は変わらない。

【大波委員】 削除しかない。

【中村副会長】 第2条第1項は、市側からの提案に対し、本協議会でまとまらなかったのが削除となった。ただ、第13条は市側からの提案に対し、本協議会では修正案で一致している。それでも市側が認めないという状況であれば削除するしかなくなる。削除すると反問権はなくなる。反問権が全くないよりは条件つきでもあったほうが、市側にとってもよいのではないか。

【赤嶺委員】 本日決めなければならないのは、市長の意見を受け入れるかどうかである。少し議論の方向が変わっていると思う。

【大波委員】 削除するのか、市長の意見を受け入れてどうにかするのか。

【河崎会長】 現在の条文でいくとの意見と、市長の意見は尊重すべきとの意見、議長からは市側の意向を十分反映した上で全員協議会で説明してほしいとの要請、そこをどう考えるかを議論している。

【中村副会長】 赤嶺委員が述べたように、市長が言ってきたことをすべて受け入れるかどうかを議論しているのか。

【河崎会長】 そういう意見を踏まえて、また議長からの要請を受けて、それでも前回本協議会で合意した条文で議長に提示していくのか、それとも市長の意見を入れた上で多少でも市側の意向に沿う条文としていくのか、そういうところで議論をしていると認識している。

【山本委員】 会長、副会長には市側との意見交換を通じて趣旨は伝わっているのかもしれないが、事務局が述べていたが、市側は7月22日の回答のとおりとしか言っていないとのことである。7月22日の回答に対して本協議会で協議して出した条文に対し、なぜ市側は各委員にもわかるように文書で回答しないのか。

【事務局長】 当初も口頭で申し入れており、前回も口頭で申し入れしている。回答の

内容が変わっているわけではないので、市側とすれば一度公文書という形で回答すればそれで足りるとの判断をしていると思う。

【山本委員】 本協議会で協議をして条文を変えており、それに対して市側はここがおかしいということをきちんと出してもらわないと、誠実さが足りないと思う。

【事務局長】 市側の回答は一貫しており、一問一答方式に対しての反問ではなく、一般質問に対する反問という考え方を持っていると思う。

【山本委員】 なぜそれを文書で出してこないのか。

【事務局長】 7月22日づけの文書となんら変わることがないと口頭で回答をもらっている。

【井上委員】 この文書の内容でしか呑めないということだろう。

【河崎会長】 文書を読む限り、「一問一答方式のメリットとして、議員と市側の議論の活発化が期待できる。」「趣旨確認ができる旨が規定されているが、「一問一答方式」のメリットを最大限活かすためには、この「趣旨確認」のみでは全く不十分と言わざるを得ません。」とあり、一問一答方式について特に反問が必要だと読める。こういう回答をしたということで、各委員も指摘しているが、市側の意向に対して条文を考え、ぎりぎりの合意をしたのでその条文を変える必要はないと思うところであるが、議長が、市が合意していないものはどうかと述べているのが、会長としても懸念するところである。

【中村副会長】 この文書を読むと、一問一答方式のメリットを生かすために反問権が必要という書き方であるが、「第13条第2項における「市長等の趣旨確認」については、「市長等の反問権」に変更することが不可欠」とあり、市長は「市長等の反問権」が入らないと認められないとの考え方であるとすれば、先ほどの会長案では受け入れられないだろう。市長の考え方で本協議会がまとまるとは思えない。市長の考え方のほうがよいという委員がいれば条文は削除になるだろうが、今の案がよいというのが全委員の考え方であれば、やはりそれを市側に伝えるしかないのではないかと。

【佐藤委員外議員】 以前、本協議会に市側の職員を呼ぶべきではないかとの意見があり、うやむやになって流れたと記憶しているが、なぜそうなったか経過を教えてもらいたい。できれば市側の職員にきてもらい直接議論しないと、話が進まないのではないかと。

【河崎会長】 市側とこの場で直接議論することは会長としては望んでいないが、経過について事務局に回答を求める。

【議事担当係長】 そのような話はあったが、市側提出議案のように提案する責任があって説明員との位置づけが出てくるが、議会側からの発案なので、出席義務が生じたり、出席して説明することにより賛同を得たりという立場ではない。提案を受け市側と協議した経過があるかどうかは、すぐに調べることはできないが、位置づけはそういうことである。

【中村副会長】 第2条と第13条以外に細かい指摘がたくさんあったが、その中では市側が言ってきたことを呑まないでそのままとした箇所もある。第13条は本協議会で合意した条文でいくべきとの意見が大半なので、ここに関してもそうすべきではないかと。

【大波委員】 同意見である。

【河崎会長】 ほかの細々とした意見は別途の参考意見である。

今協議した内容を踏まえると、議長に対して本協議会としては現条文でいくとの結論で再度戻してもらえるか。

【古谷田委員】 8月5日の本協議会で代理の木村議員も述べたと思うが、第13条は削除というのが大和クラブの見解である。

【河崎会長】 大和クラブの見解も踏まえて、大和クラブが欠席した19日に協議をした。5日に木村議員が退席するときに、反問権は無条件で認めるとの意見はもらっており、それを踏まえて議論をした。

【窪委員】 市側は認められないと言っているが、この案のままとして再度出すということか。

【河崎会長】 そうである。認められないと言っているのも、議決するのは議会である。市側は認められないと言っているのではなく、甚だ不足しているという言い方である。

【窪委員】 回答文書を読むと厳しい表現である。

【中村副会長】 回答文書を受けて、条文を変えている。

【窪委員】 第13条は、条文だけ見ると一問一答に集約されているような感じがあり、だから市長は一問一答に限らず反問と言っているのではないか。

【事務局次長】 本協議会での決定の仕方の確認であるが、市側から指摘があった部分については改めて協議をして賛否をとって合意点を見出すということで、意見をもらった場合、前回の合意が生きるというわけではないと認識しているがどうか。

【河崎会長】 意見をもらって本日改めて協議した結果、19日に協議してまとまった、一問一答方式に対しては反問できるという条件付きの反問で変更できないとの意見でまとまったということである。

【窪委員】 それでは市側は承服できないということであり、そういうことがある中、ガチンコでやっていいのか。最終的には議会で決めることだが、一般質問というキャッチボールのルールである。市側と議会の認識がずれているように感じる。

【中村副会長】 事務局次長が述べたように市側から意見をもらった内容は、前の合意はなくなり再協議して合意するというので、第2条第1項は削除された。ここで合意できなければ第13条は削除されてしまう。

【河崎会長】 前回の合意に戻る。

【中村副会長】 そうであれば第2条第1項も当初の条文に戻るはずだが、合意できなかったから削除された。第13条も市長が言ってきた無条件の反問権で合意できなければ削除となるが、そうすると反問権もなくなるがそれでいいのかということである。

【河崎会長】 それでいいのかとは市長がということか。それなら今の条文のほうがよいのではということか。

【中村副会長】 そうということである。

【山田委員】 古谷田委員の意見はどうなるのか。

【河崎委員】 大和クラブの意見を踏まえて19日に議論をした結果、一問一答方式に対してという条件をつけて合意した。

【山田委員】 それはそのときで、今回市側の回答を受けて会派で話し合ってきて再協議ということではないのか。

【中村副会長】 古谷田委員があくまでも無条件の反問権でなければ認められないと言っているのであれば、合意できないのだから第13条は削除になる。

市側が条件つきとはいえ反問権が付与されるのがよいのか、削除のほうがよいのかである。

【大波委員】 それは今後の交渉である。

【井上委員】 古谷田委員の意見を聞かせてもらいたい。

【古谷田委員】 すべての一般質問に対して反問権をつけるのが大和クラブの意見である。

【河崎会長】 ほとんどの会派が大和クラブと同意見である。ただそれだとオールオアナッシングになり、無条件の反問権では合意できないので削除になってしまう。

【古谷田委員】 一問一答方式はやるべきと考えている。ただ、自席マイクや対面式演壇になってからやるべきである。議場の環境整備ができてからぜひやりたい。一問一答方式にだけ反問権を認めるのは反対である。

【河崎会長】 反対すると第13条は削除になってしまう。

【古谷田委員】 そうであるが、一問一答では反問ができて、項目別では反問できないことには反対であり、第13条削除もやむを得ない。

【赤嶺委員】 条件つき反問権であれば必要ないということか。

【古谷田委員】 そのとおりである。

【河崎会長】 本日配付した他市議会基本条例の資料でもわかるように、この条文がない議会基本条例はない。議会は合意できるかもしれないが、市民にどのように説明するのか。

【中村副会長】 なぜ条件つきの反問権ならないほうがよいのか。

【古谷田委員】 条件をつけることが理解できない。

【河崎会長】 そう思っていない会派もある。一歩進むためにもぎりぎりのところで大和クラブにもぜひ合意してもらいたい。

【中村副会長】 一問一答方式を選んだときは市長は反問できるので、反問権を活用してほしい議員は一問一答をどんどんやって市長に反問してもらえばよい。やってみた結果無条件にすることになる、やはりおかしいから削除となるかもしれないが、まだ何もやっていない。

【河崎会長】 古谷田委員の指摘もよくわかるが、条文で規定してできることになったらそこを最大限に活用して、今後の一般質問に生かせる方法を考えたほうがよい。

【古谷田委員】 一度会派に持ち帰って協議したい。大和クラブとしては条件つきは反対で、削除となっても構わないと決まっている。

【河崎会長】 5日に木村議員が退席する際には、無条件のほうが望ましいという意見を述べて、それでなければ削除とは述べていない。事務局に会議録の確認をお願いする。

【中村副会長】 木村議員が退席後も協議会で議論をして、ようやく妥協したのが現条文である。話し合いなので、自分の主張が全て認められなければ駄目というわけにもいかない。

【井上委員】 新政クラブも大和クラブと同じ立場で議論に臨んでいた。

【山本委員】 確認であるが、市長からの文章では第1項については肯定的で、第2項で「市長等の反問権」に変更することが不可欠と書いてあり、削除するなら第13条第2項ではないか。

【議事担当係長】 木村議員の会議中の発言であるが、「市長から強い要望があった件について、反問権は取り入れるべきと考えている。全会一致にならないとは聞いているが、条件をつけない反問権としてもらいたい。」であり、それ以降は第2条第1項に関する発

言となっている。

【河崎会長】 無条件の反問権が合意できなければ削除との発言はなかった。

【古谷田委員】 5日の協議会后に会派で協議したが、条件つきが削除できなければ第13条自体を削除との結論となった。

【中村副会長】 木村議員は、第13条を削除するとすべての一般質問に対して反問できないことまでわかってのことなのか。

【古谷田委員】 それは承知で条件つきはなくさなければ駄目だとの意見である。木村議員は他議員同様、議会基本条例をよりよいものにしたいと考えている。

【中村副会長】 反問権は認めたいが、条件がつくなら認めなくてよいということか。部分的であっても反問できてディスカッションできる状況になるのだから、前よりもよくなる。反問権を行使したい市長も、反問権を認めてよいという議員も、望んでいるところに近づくのではないか。

【赤嶺委員】 古谷田委員も一度持ち帰りたと言っている。今日の議論の内容を市側に伝える必要もある。それを踏まえて改めて本協議会を開催したほうがよいと考える。

【河崎会長】 市側から再度意見をもらうべきという意見か。

【赤嶺委員】 再度検討した結果こういう流れになっているということを伝えておく必要がある。削除という新しい話も出てきているので、それを伝えておく必要はある。

【河崎会長】 削除か現在案のままの二者択一となっていることを伝えるべきということか。

【赤嶺委員】 そうすれば先ほどの窪委員の懸念も解消されるし、大和クラブの意見もまとまる。

【大波委員】 もう一度市側と交渉である。

【河崎会長】 古谷田委員の意見はできるだけ市長の意向に沿うべきとの意向もあると思うが、そういうことか。

【山田委員】 それもあるかもしれないが、一般質問の中で、一問一答とそれ以外で反問権の有無を区別するのはいかがかと思っているのではないか。

【古谷田委員】 一問一答と項目別で、反問権ができる、できないで分かれるのは、「議長がこの質問は一問一答方式なので反問できます」などと述べないと、見ている人からすると非常にわかりづらい。

【河崎会長】 正副会長で市側と意見交換したときに、事前に質問事項の聞き取りが十分にできていれば、反問はまず考えられないとのことであった。

【古谷田委員】 大和クラブでは結論が出ているので、条件つきであれば会派に持ち帰って協議したい。

【中村副会長】 無条件での反問権で本協議会が全会一致することは極めて難しい。そうすると第13条は削除され現行同様反問権はなくなる。それとも部分的ではあるが認める方向で市側も理解するのか、一度市側に聞いてもらいたい。

本協議会は傍聴を認め、会議録も公開し、これだけ時間をかけて協議し、違う考え方の委員の考えをまとめた条文について、市側から反対意見が出たからそれを丸呑みしなければならないとの議論が外に出るのは恥ずかしいことである。市側の意見を考慮するのは必要だが、考慮して再検討している。二元代表制の一翼を担う議会として、いかがかとは思ふ。

【大波委員】 方向性は決まったので結論を出してもらいたい。

【河崎会長】 会長としては、19日にまとめた条文でいくことで議長に報告したいが、どうか。

【事務局長】 市側は、考え方は変わっていないとのことである。最終的には議決されれば条文化はされるが、今後一般質問の調整等については大変厳しくなってくることは想定される。

【大波委員】 厳しくなるとはどういうことか。

【事務局長】 一問一答方式で行う一般質問には反問権が加わる。市側はその条件を再検討してほしいとのことである。議会から市側に調整をしにいった市側から回答がきた。それが呑めないということであれば、今後は協議という部分では難しくなってくる。

【事務局次長】 これまでの本協議会の決め方は全会一致で決めている。古谷田委員が会派で確認できないまま、このままでいくことは今までの流れからしていかがか。

【大波委員】 委員は各会派を代表して来ている。持ち帰って協議しなければ駄目だというのは駄目である。

【古谷田委員】 現在の案は、大和クラブは反対である。条件付きの反問権なら第13条は削除で、会派の結論は出ている。行政側に削除か現在案で諮るのであれば、大和クラブとしても本日の協議内容を踏まえて、それでも削除か話し合いたい。

【河崎会長】 本日の結論は市側に諮って再度議論するというのではなく、市側の意見は呑めないということで今議論している。

【大波委員】 そうである。

【中村副会長】 ただ、市側の意見は呑めないという意見に古谷田委員は反対している。

【赤嶺委員】 市側の意見を踏まえて再協議した結果、削除という結論もあり得る。

【井上委員】 ただ、すべて削除すると反問権もなくなるがよろしいかと市側に尋ねることはよいと思う。先ほど事務局長の言葉で気になったが、これを呑めなければ今後一般質問の協議がおかしくなるという言い方はどうなのか。

【事務局長】 誤解があるといけませんが、あくまでも一般質問は議員と市側の調整という部分でやってきた経緯がある。そういう部分は今後も大事にしていきたいという意味で話をした。

【大波委員】 それならいいが、変な言い方に聞こえた。

【事務局長】 もし趣旨が通っていなければ訂正したい。良好な関係を維持するためには、市側の考え方も議論の場にあげていくことは必要である。

【大波委員】 だから議論している。

【窪委員】 「反問権」というかは別にして、市長は議員の質問に対して反論することは保障されていると思っている。副会長は第13条削除で反問権がなくなると述べたが、そうではなく大いに反論してもらって結構である。ただ、一般質問のルールは議会が一方的に決めていいという問題ではなく、市民にも理解されよりよい結論を導き出すためのキャッチボールのルールであるので、できるだけ行政側と調整しながら妥協できるぎりぎりのところで結論を出すことが望ましい。

【河崎会長】 市側に伝えてもらうこととして、第13条は条件付きの反問で提示し、市側が呑めなければ削除するしかないということによろしいか。

【古谷田委員】 反対である。

【中村副会長】 古谷田委員は無条件の反問権でなければ駄目なので、意見が違う。市側が譲歩して、条件つき反問権でよしとするなら再協議ということになるか。

【井上委員】 ただ、現状だと、市側が削除よりは条件つき反問権がよいと回答してきても、大和クラブは呑まないと言っている。

【中村副会長】 それはわからない。市側が条件つき反問権がよいとなれば、大和クラブも考え方が違ってくるかもしれない。

【河崎会長】 8月19日の協議に先立って、正副会長でかなりいろいろな努力をした。無条件の反問権でなければ反対なら、先に言ってもらいたかった。

【古谷田委員】 5日、19日と出席できず、正副会長の努力は理解しているが、大和クラブの結論は述べたとおりである。

【河崎会長】 5日に木村議員が代理出席し、条件がつく反問権なら条文削除と言ってもらえれば、それを踏まえて19日に議論できた。無条件の反問としたい会派が大半であり、大和クラブの気持ちも受けながら議論をした。会派に持ち帰って協議をするときも、そのことはきちんと伝えてもらいたい。

【中村副会長】 行政側に意向を伝えて、削除のほうがよいとのことであれば削除となるかもしれないが、削除よりは条件つき反問権を残すほうがよいということであれば、大和クラブにも再考してもらえばよいのではないか。

【河崎会長】 今後のスケジュールについて、事務局から述べてもらいたい。

【事務局次長】 本協議会では第13条は削除との結論に達したと理解してよいか。

【中村副会長】 そうではなく、市側が無条件の反問権を主張するなら本協議会ではまとまらないので削除となる。削除となり反問権がなくなるのだったら条件つき反問権で市側が理解を示すのであれば、大和クラブの考えも変わるかもしれない。

【河崎会長】 明日の代表者会での提案及び全員協議会での報告は難しくなってきた。しかしながら、12月定例会への上程は、二度上程を延期してきたことからこれ以上日程を延期できないと考えている。議長には9月定例会の途中ではあるが12月定例会に間に合うスケジュールで全協を開いてもらうようお願いしてもらい、市側については副会長が先ほどまとめた本日の協議内容を伝えてもらいたい。明日、10月5日に開催予定の市民説明会について協議することになっているので、これについては予定どおり進めたい。

【大波委員】 市側がどういう回答をするかわからないのに、できないのではないか。

【河崎会長】 市民説明会に向けて、市民にどのように周知していくか、当日どのような役割分担にするかは、今から準備しないと間に合わないので、明日の協議は予定どおり行いたい。

【大波委員】 結論が出ていないのに、進めることができるのか。

【中村副会長】 遠からず結論は出ると思う。

【河崎会長】 第13条が削除されるか、19日に合意した条文となるかである。ほかの部分は市側も合意している。以上のとおりでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 明日の日程について、再度確認したい。

【事務局次長】 明日は初日の本会議があるが1時間半程度を見込んでいる。その後

本協議会を設定したいがよろしいか。

【河崎会長】 明日の本会議終了後ということでよいか。

全 員 了 承

2. その他

【河崎会長】 傍聴の方から感想、意見等がなければ、本日は以上で終了する。

午後4時48分 閉会